

ベネフルカード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
<p>第11条（カードの紛失、盗難）</p> <p>1. カードの紛失、盗難等により、第三者にカードを不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 会員等は、カードが紛失、または盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡のうえ、最寄りの警察署に届出るものとします。また、会員は当社所定の届出書を当社に提出するものとします。</p> <p>3. 当社は、会員等が紛失、盗難により第三者にカードを不正使用され、かつ前項の警察署及び当社への届出が会員等からなされた場合、不正使用された損害の全部または一部を「カード盗難保険制度」により補填します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「カード盗難保険制度」は適用されません。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>第11条（カードの紛失、盗難）</p> <p>1. カードの紛失、盗難等に加え、<u>カード番号等を紛失または盗難もしくは搾取されたことにより</u>、第三者にカードを不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 会員等は、<u>カードまたはカード番号が紛失・盗難・搾取</u>にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡のうえ、最寄りの警察署に届出るものとします。また、会員は当社所定の届出書を当社に提出するものとします。</p> <p>3. 当社は、会員等が紛失、盗難により第三者にカードを不正使用され、かつ前項の警察署及び当社への届出が会員等からなされた場合、不正使用された損害の全部または一部を「カード盗難保険制度」により補填します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「カード盗難保険制度」は適用されません。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>
<p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、当社に届出た氏名、住所、勤務先、電話番号、支払口座等について変更が生じた場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、当社に届出た氏名、住所、勤務先、電話番号、支払口座等について変更が生じた場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。</p> <p><u>また、携帯電話を保有する会員は、当社に対して、携帯電話番号を届出るものとします。</u></p> <p>2. (略)</p>
<p>第20条（会員規約の改定、承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</p>	<p>第20条（会員規約の改定、承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>民法の定めに基づき</u>、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、<u>会員と個別に合意することなく、本規約（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等</u>を変更することができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により会員に周知したうえで、本規約 <u>（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）</u> または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</p>

現行	改定後
<p>第21条 (カードショッピングの利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. (略)</li> <li>3. (略)</li> <li>4. (略)</li> </ol>	<p>第21条 (カードショッピングの利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. <u>会員等が加盟店においてオンライン取引によるカードショッピング利用を行おうとする場合には、会員等は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードを送信する方法もしくは本人認証サービス(3Dセキュア)に関する規約に基づく認証手続を履践する方法のうち当社または加盟店が指定する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員等は前項に定めるカードの提示等を省略することができます。</u></li> <li>3. (略)</li> <li>4. (略)</li> <li>5. (略)</li> </ol>
<p>(新設)</p>	<p>第21条の2 (WEBサービス及び本人認証サービスへの利用登録)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会員は、当社が提供するWEBサービス及びオンラインセキュリティサービス(カードを利用した商品等の購入またはサービスの提供等の申込みをインターネット等のオンラインで行う取引(以下「オンライン取引」という。))に際し、パスワード(第4条に定める暗証番号とは異なります。)の入力等による本人認証を行うサービスをいい、以下「本人認証サービス」という。)に利用登録を行うものとします。</u></li> <li>2. <u>前項に定めるWEBサービス及び本人認証サービスの利用に関しては、当社が別途定める「WEBサービス利用規約」及び「本人認証サービス(3Dセキュア)に関する規約」が会員に適用されるものとします。</u></li> <li>3. <u>会員が前二項に基づきWEBサービス及び本人認証サービスに利用登録していない場合及び登録できない場合(携帯電話番号を保有していない場合も含む)、会員はオンライン取引によるカードショッピング利用ができない場合があります。</u></li> </ol>

以上